

あいご ケアプランセンター

運営規程

指定居宅介護支援事業所

指定介護予防支援事業所

(事業の目的)

第1条 株式会社A I G Oが開設するあいご ケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業、ならびに指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援、要支援状態にある高齢者に対し適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の介護支援専門員は、要介護者や要支援者（以下「要介護者等」という）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況 その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護サービス、介護予防サービス（以下「介護サービス等」という）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 あいご ケアプランセンター
- ② 所在地 岐阜市古市場189-9

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務できる。)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。また、支障がない限り他の業務との兼務をしても差し支えない。

② 介護支援専門員 2名

ア 介護支援専門員は、居宅介護支援業務、介護予防支援業務を行うものとする。

イ 職員数は、利用者の数が45名（要支援者は3分の1名）又はその端数を増すごとに1名を増員する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の提供方法）

第6条 事業の提供方法については、次のとおりとする。

- ① 管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者から求められたときには、これを提示すべき旨を指導する。
- ② 事業の提供場所は、利用者または家族より生活やサービス利用等の相談があった時には、利用者の居宅へ訪問し、または来所された場合は当事業所内の相談室にて面談を行う。
- ③ 利用者の要介護認定の確認及び申請の代行を行う。また、要介護認定を受けた者から、事業の提供依頼があった場合は、被保険者証と要介護認定の有無、要介護状態区分及び有効期間を確認する。
- ④ 要介護認定及び要支援認定における調査については、調査の留意事項に精通し、公正中立で正確な調査を行う。
- ⑤ 被保険者から介護等を要する者の早期発見に努め、要介護認定の申請が行われているかを確認し、行われていない場合は、被保険者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるように支援する。
- ⑥ 利用者の更新申請についても、現在の要介護認定の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援をする。
- ⑦ 利用者の居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画（以下「計画書」という。）の作成について、利用者と家族の意見を尊重して、医療保健サービス及び福祉サービス等の多様なサービスを、サービス提供事業者と連携し、総合的、一体的、効率的な計画書を作成し、利用者の承認を得て、サービスの提供の手続を行う。
- ⑧ 正当な理由なく事業の提供を拒否してはならない。
- ⑨ 次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を保険者に通知することとする。
 - ア 介護サービス等の利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - イ 偽りやその他不正な行為によって保険給付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（事業の内容）

第7条 事業内容は次のとおりとする。

- ① 計画書の作成
管理者は、介護支援専門員に計画書の作成に関する業務を担当させるものとする。

② 利用者に対する情報提供

計画書作成に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者や指定介護予防サービス事業者の名簿、サービスの内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択ができるよう配慮する。

③ 利用者の実態把握

介護支援専門員は、計画書作成に当たって、利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるような解決すべき課題を把握しなければならない。

④ 計画書の原案作成

介護支援専門員は、利用者や家族に、サービスの希望並びに利用者について、把握された課題に基づき、当該地域における介護サービス等が提供される体制を勘案して、サービスの目標、達成の時期、サービス提供をする上での留意点を盛り込んだ計画書の原案を作成する。

⑤ サービス担当者会議の開催

介護支援専門員は、計画書の原案に位置づけた担当者に対し、会議の招集、照会等を行うことにより、計画書の原案について、専門的な見地から意見を求めるものとする。なお会議の開催場所は、居宅介護支援事業所の会議室、利用者宅、又は入所施設及び入院施設とする。

⑥ 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得ることとする。

⑦ 計画書の交付

介護支援専門員は、計画書を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

⑧ サービス実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、計画書作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者との連絡を1ヶ月に1回程度行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて適宜、利用者の課題の把握を行うとともに、計画書の変更、介護サービス等の事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

⑨ 介護保険施設の紹介等

ア 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

イ 介護支援専門員は、介護保険施設から退所等しようとする被保険者から依頼があった場合は、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、計画書の作成等、必要な援助を行う。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山口市、本巢市、北方町、瑞穂市、

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援、指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告し、指示を受けて対応する。

(苦情処理)

第11条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した居宅介護支援、介護予防支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村からの質問、若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した居宅介護支援、介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催（年2回）
- (2) 従業者への委員会結果の周知
- (3) するための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止のための指針の整備
- (5) 虐待防止に関する研修の実施（年1回）
- (6) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 年数回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社A I G Oこと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年11月 1日から施行する。